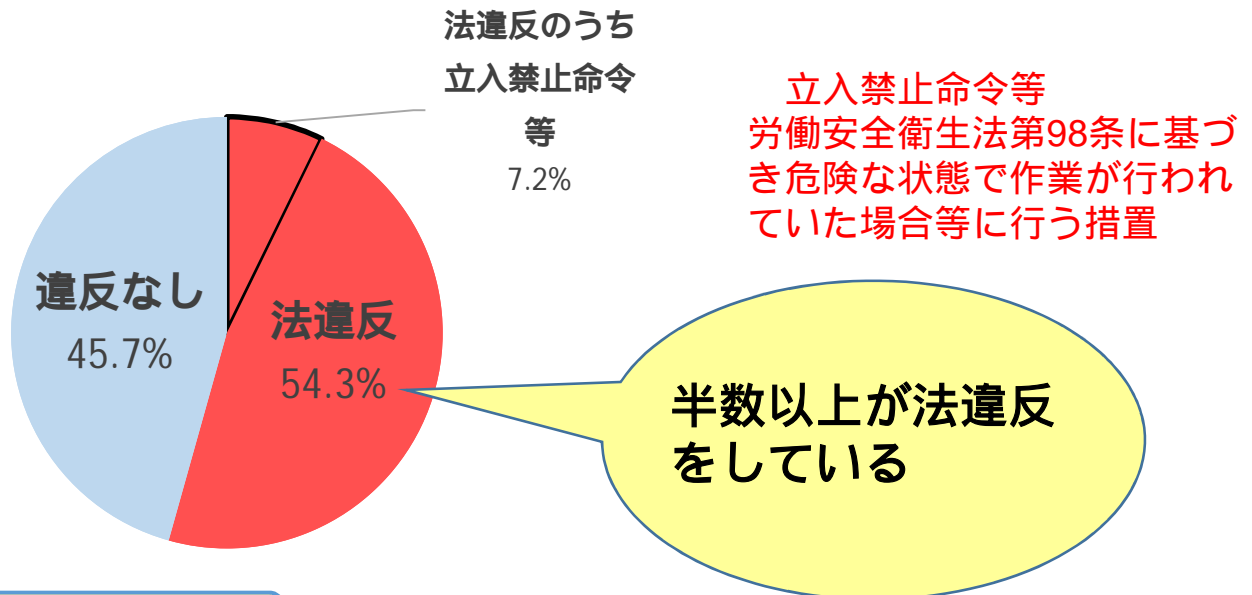


建設工事現場集中監督指導結果

1 建設工事現場の法違反割合

7～9月に福井県内の建設工事現場138現場について指導を実施した。そのうち法違反が認められた現場は75現場であった。



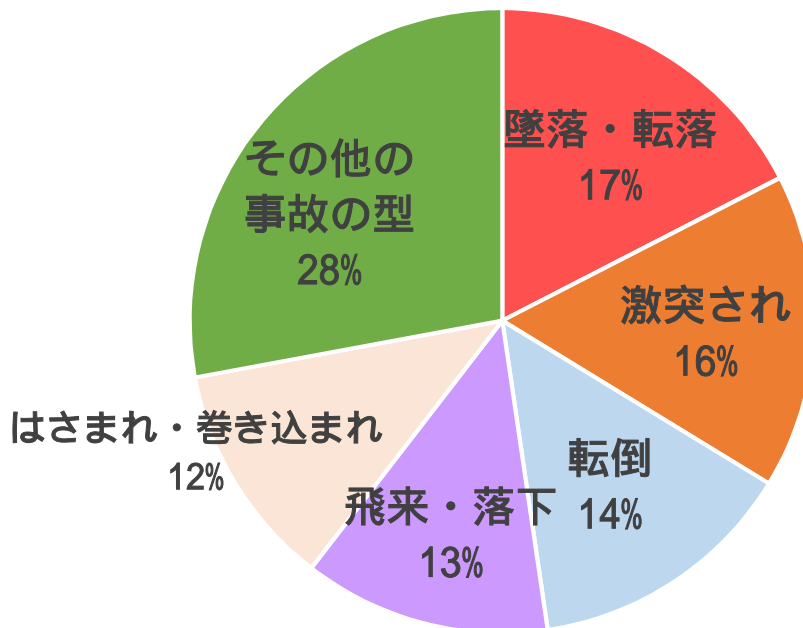
2 法違反の内容

- 労働安全衛生規則第655条違反 20現場
元請による作業開始前の足場の点検が未実施による違反
 - 労働安全衛生規則第563条違反 18現場
足場の中さんや幅木等の未設置による違反
 - 労働安全衛生規則第519条違反 6現場
作業床の端に墜落による危険を防止するための手すりがない違反
 - 労働安全衛生規則第562条違反 6現場
足場の最大積載荷重を定めていない違反
 - 労働安全衛生規則第567条違反 6現場
作業開始前の足場の点検が未実施による違反
 - 労働安全衛生規則第653条違反 6現場
元請が開口部等の墜落の危険のあるところに囲い、手すり、覆い等を設けていないことによる違反
- 以上、主に足場や墜落防止に関する法違反が多く認められた。

上記以外の法違反として、労働安全衛生規則第155条違反（車両系建設機械を用いて作業を行うときにあらかじめ作業計画を定めていないことによる違反）や同第164条違反（車両系建設機械を主たる用途以外で使用したことによる違反）、クレーン等安全規則第66条の2違反（移動式クレーンを用いて作業を行うにあたり作業の方法等を定めていないことによる違反）等、重機に関する法違反が認められた。

3 令和5年の建設業における労働災害発生状況（令和5年10月末）

事故の型別労働災害発生状況（割合）



上記発生状況は、休業4日以上の労働災害を集計したもので、建設業では10月末現在で86件発生している。墜落災害が最も多く17%を占めている。

また、墜落災害で1人、火災で1人死亡災害が発生している。

墜落による死亡災害は林道の路肩からドラグ・ショベルごと墜落したことによるものである。

今回の集中監督指導においても、墜落防止に関する違反及び車両系建設機械に係る違反が多数認められることから、墜落防止対策及び重機対策を徹底させる必要がある。

4 好事例の取組について

集中監督指導を実施したなかで、良い取組がされている現場もあったことから、好事例として紹介します。

○各種熱中症対策

WBGT値の測定、冷房設備付き休憩室の配置、塩飴や水分の配備、空調服の着用、ミストファン・ミストシャワーの設置

○台風が近づいていたため、足場の壁つなぎを1スパンごとに設けていた。

○墜落制止用器具の2丁掛け訓練、平均台によるふらつき確認を行える設備を設置し、作業開始前に訓練させていた。

